

# JASRACと映像事業者の訴訟

## 7月10日に和解成立

昨年3月、JASRACがブライダル映像事業者のビデオソニックに対し、ブライダル音源複製利用に関する損害賠償と使用差止めを求めた訴訟。業界内でも注目を集めたが、7月10日、双方和解が成立した。ビデオソニックは和解を受けて、WEBサイト上にコメントを発表（右欄にて紹介）。一方、JASRACも本紙の取材に対し、「被告株式会社ビデオソニックが原告に対し一定の金員を支払い、円満に和解が成立し、本件訴訟が終了した。」と発表した。和解に関する詳細な内容に関しては口外禁止事項になることが一般的であり、今後明らかになることは難しい状況ではあるものの、今回の訴訟がブライダル業界に与えた影響は決して小さくはない。JASRACがブライダル音源複製利用に対して提訴したことにより、業界内の適正利用についての理解が確実に深まったのも事実だ。そこで今号では今後ブライダル業界にどのような影響を与える可能性があるのか。ブライダル音源の著作権に精通する法律事務所ブライトの辻真也弁護士に、これからのポイントを聞いた。

### ビデオソニックが発表したコメント

平成30年7月10日

#### 訴訟の和解に関するお知らせ

一般社団法人日本音楽著作権協会より当社に対する訴訟が東京地方裁判所に係属していましたが、本日付にて、円満に和解が成立しましたので、お知らせいたします。

当社としましては『時を家宝に。』というカンパニーポリシーのもと、“想い出を残すプロとしてできることは何か”を第一に考え、引き続きお客様に寄り添ってまいります。

お取引先様、ご関係者様におかれましては、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。



ブライト

弁護士

辻 真也氏

責任は逃れられないでしょう。映像製作会社が複製権侵害しているのを、黙認している、調査をしないという対応は不作為にあたり、当然問題になる。映像製作会社が会場に対して嘘をついていたなら別だが、会場側としてやるべきことをやっていたかが問われてくる。利益を得ているのは会場であるとみられ、双方が複製権の侵害となるのは、法律構成としてはありえないことではない。そこを対象とした訴訟の可能性も出てくるでしょう。」(辻氏)

今回の訴訟によって業界内の理解が深まってきたからこそ、今後は「知らなかった」などが通用しなくなってくるのは確実だ。

った対応が確立されている。複製権に関しても、今後はそのような画一的な対応が進められる可能性が高いのでは。」(辻氏)

著作権音源を使用した動画の製作、販売を行いながら、ISUMなどを介しての利用許諾申請がない事業者に対しては、まずは話し合いを。応じなければ裁判にという流れだ。今後もしやることが起こりうると認識した上で、事業者側にはフリー音源を使う、映り込みを主張するのであればその理屈を明確に定めておくといった対応が求められてくると指摘する。

また、映像製作事業者だけでなく、会場側に責任が及ぶ可能性も出てきている。実際に権利者側は、会場自身が利用許諾申請を進めることを提案している。会場側がこれまでのように製作主体であるのは映像事業者であり、自分達は作っていないと責任逃れをするのは、難しくなる可能性も出てくると辻氏は語る。

「形式的には、委託をしている外部の映像事業者に責任があると考えられる。とはいえ会場が販売主体となっており、実質的にはその

ようになったからだ。

「その意味では、この訴訟は大きな転換点になり、抑止効果という面からJASRACは目的を果たしたと考えられる。」(夏目氏)

かねてからブライダル業界でも注目を集めてきた、映像動画に音楽を載せる際に発生する複製権。これまで権利者側は、ブライダル業界向けの特別料金を設定し、随時説明会などを開催して理解向上に努めてきたが、会場や事業者の中には対応しているところと対応していないところが分かれていたのも事実。そこに不均衡が生じていたことから、提訴に至ったというのが一般的な考え方であると辻氏は語っている。

#### 会場側にも問われる販売主体としての責任

さらに、今後にどのような影響を及ぼすのかも、気になるポイントだ。今回の提訴によってJASRACは演奏権と同様、複製権についても適正化を進めていくための一つのルーティンを確立したとみている。

「演奏権の場合は、現状ある程度画一的な対応がなされています。著作権違反者に対し、調停の場を用意。応じなければ民事で訴訟、それでも応じなければ仮差し押さえ、差し押さえとい

#### 業界全体への抑止力その目的は果たせた

昨年3月9日にJASRACが、ブライダル音源の複製利用に関して提訴したこの裁判。そもそも、提訴の意味はどこにあったのか。辻弁護士は、JASRACが業界全体に対する抑止力を狙った意味合いが強いという見解を述べている。

「提訴時にHPに開示したJASRACのプレスリリースには、今回の件と直接関係のない〔婚礼施設に責任はないのか?〕というQ&Aをわざわざ設けて解説しています。今回の訴訟で被告となった映像事業者だけでなく、婚礼事業者全体に、対岸の火事ではないという警鐘を鳴らしたという見方ができるのは明らか。その観点からみれば、今回の訴訟の意味も理解でき、JASRACは十分にその目的を果たせたと考えられます。」

JASRACからすれば、業界に与えた影響という点で満足しているのでは。そうした見方をするのが、ブライトの夏目哲宏氏だ。今回の提訴によって、業界の意識は確実に変化したのは確か。それまでは、適正利用、適正処理に関して様子見をする事業者も多かったが、提訴を機に会場側、特に大手企業ほど真剣に検討する

複製権に関しても画一的な対応の可能性

今後の業界に与える影響とは？